

つちはし事務所通信

10

October

2013



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2013年10月1日

新情報☆

健康保険の給付範囲が見直されます！！

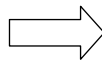
本年5月に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）」に、「健康保険の給付範囲の改正」が盛り込まれていました。これは、健康保険の給付と労災保険の給付の適用関係を整理するものですが、その改正規定が、本年10月1日から施行されます。どのような改正なのか、概要を紹介します。

健康保険の給付範囲の改正のイメージ

健康保険に加入している方の負傷等（負傷、疾病、死亡）

改正前

業務外について健康保険の給付を行う。[*1]



改正後

労災保険から給付がある業務災害以外の場合について健康保険の給付を行う。[*2]



*1 改正前は、業務上であるか、業務外であるかで判断（業務上の場合は、労災保険から給付があるか否かを問わず、健康保険の給付は行わない）。

（補足）健康保険法では、業務とは「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業」と幅広く取り扱っており、例えば、副業で行った請負の業務で負傷した場合なども、健康保険法では「業務上」と判断していた。その結果、労災保険からも健康保険からも給付がなされない事態が生じることがあった。

*2 改正後は、健康保険法における業務上・外の区分を廃止し、労災保険から給付がある業務災害であるか否かで判断（労災保険から給付がない場合は、健康保険から給付）。

注. 役員としての業務に対する保険給付については、次のような特例がある！

役員（法人の取締役等）としての業務に起因する負傷等については、現行の通達における取扱いと同様に、小規模な適用事業所（被保険者数5人未満）に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような業務に従事している者を除き、健康保険から給付を行わない。

この改正のポイントを挙げると次のとおりです。

- ① 副業で行った請負の業務で負傷した場合（シルバー人材センターの会員の請負契約による就業中の負傷等）やインターンシップで負傷した場合等には、労災保険からも健康保険からも給付が行われないことがあったが、これが改善され、労働者性がない等の理由で労災保険から給付が行われない場合には、健康保険から給付が行われることになった。
- ② ただし、法人の取締役などの役員としての業務に起因する負傷等については、極めて小規模な法人における場合を除き、労災保険からの給付の有無を問わず、健康保険からの給付は行われない（そのことを、法律に明記）。

社長が業務で負傷した場合、労災の特別加入をしていなければ、健康保険のみならず労災保険からも給付を受けることができません。今回の改正内容や、労災保険への特別加入のことで相談があれば、気軽にお声かけください。

トピックス●地域別の最低賃金が変更されます！

平成 25 年度の徳島県の地域別最低賃金が平成 25 年 10 月 30 日から 654 円から 666 円に変更になります。全国の主な最低賃金額は、以下の通りです。

地域	最低賃金時間額		発効年月日	地域	最低賃金時間額		発効年月日
東京	869	(850)	平成 25 年 10 月 19 日	徳島	666	(654)	平成 25 年 10 月 30 日
愛知	780	(758)	平成 25 年 10 月 26 日	香川	686	(674)	平成 25 年 10 月 24 日
大阪	819	(800)	平成 25 年 10 月 18 日	高知	664	(652)	平成 25 年 10 月 26 日
兵庫	761	(749)	平成 25 年 10 月 19 日	岡山	703	(691)	平成 25 年 10 月 30 日
和歌山	701	(690)	平成 25 年 10 月 19 日	広島	733	(719)	平成 25 年 10 月 24 日



※ 括弧書きは、平成 24 年度地域別最低賃金額

ここで、少し最低賃金についての基礎知識をお伝えします。

- 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。
- 最低賃金には、地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の2種類があります。なお、地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。特定(産業別)最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

●派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

●最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

●最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。

残業代、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を入れない通常の賃金が最低賃金額に達しない場合、「50万円以下の罰金」と法律で定められています。宿直勤務など、最低賃金の減額の適用を受けている賃金も、最低賃金額が改訂されれば、宿直手当の額の改訂が必要です。詳しくは、つちはし事務所までお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆社長が業務上で負傷した場合、健康保険が使えないことは、案外知られていません。健康保険が使えなければ、どうなるのか？ 病院の医療費は100%自己負担となり、ちょっとした怪我でも大きな出費になることがあります。では、従業員と一緒に汗を流して働いている中小企業の社長は、怪我もできないの？ そんな危険にさらされている中小企業の社長のために、実は国の労災保険には、事業主の特別加入という制度があります。労災に特別加入しておけば、社長も労働者と同じように労災保険から医療費や療養中の所得補償、障害年金や遺族年金の対象となります。労災保険の特別加入について、詳しい情報がお聞きになりたい場合は、つちはし事務所までお問い合わせください。

☆これもアベノミクス効果でしょうか？ 徳島の最低賃金が今年は一気に12円も上がります。残業代や通勤手当などを含まない基本賃金が116,000円を下回る場合は、最低賃金を下回っている可能性がありますので、お気を付けください。宿直手当など、最低賃金の減額の特例許可を受けている賃金についても、新しい最低賃金額で計算をやり変える必要があります。詳しくは、つちはし事務所までお問い合わせください。